

戸田市スポーツセンタースポーツ教室

申込・受講規約

戸田市スポーツセンタースポーツ教室（以下、「スポーツ教室」）の申込及び受講をする者は、本規約を遵守することに同意したものとみなします。

なお、受講する者が18歳未満の場合、その保護者が規約への同意をしたものとみなします。

◆ 申込規約

1. 申込について

- ・ 毎年2月に実施している「翌年度4月分の新規募集」については、1人3教室までの申込制限をしております。申込の段階で制限はかかりませんが、4教室以上申込をされますと抽選時にすべて落選となります。
- ・ 追加募集については制限はございません。4教室以上申込が可能です。
- ・ 同名の教室は曜日ごとに別の教室扱いとなります。
- ・ 同一教室に重複申込があった場合、抽選時にすべて落選となります。（参加者が異なる場合を除く）
- ・ 当選権利はいかなる場合も譲渡はできません。（家族含む）
- ・ 家族登録により複数で申込された場合は、当落結果が同じになります。
- ・ 申込教室に優先順位はございません。それぞれで抽選を行います。
- ・ 家族登録は2親等までとなり、それ以外の方の申込はすべて落選となります。

2. 支払いについて

【WEB申込】

- ・ 当選された場合は、マイページより支払い方法の選択とお支払いの手続きをしてください。
- ・ 期日内に支払い方法の選択・お支払いがされなかった場合はキャンセル扱いとなります。期日を過ぎてからお問い合わせいただきましても対応できかねますのでご了承ください。
- ・ 支払い方法は、コンビニ各種かクレジット払いのみとなり、窓口でのお支払いはできません。
- ・ 受講料以外の支払いは発生しませんが、水泳教室のみ別途センター指定の水泳キャップをご購入いただきます。

【窓口申込】

- ・ 当選された場合は、支払い用紙をご用意いたしますので期日までにお支払いをお願いします。
- ・ 期日内にお支払いがされなかった場合はキャンセル扱いとなります。期日を過ぎてからお問い合わせいただきましても対応できかねますのでご了承ください。
- ・ 支払い方法は、セブンイレブンでの支払いのみとなり、窓口でのお支払いはできません。またクレジット払いやコンビニ払いへの支払方法の変更も出来かねます。

- ・ 受講料以外の支払いは発生しませんが、水泳教室のみ別途センター指定の水泳キャップをご購入いただきます。
- ・ 窓口申込の場合、年度途中でのWEB申込への変更はできません。

3. 継続について

【WEB申込】

- ・ 退会申請をしない限り、年度内は自動で継続となります。
- ・ コンビニ払いは毎月14日にお支払いについてのメールが自動配信されますので、期日内にマイページよりお手続きをお願いします。また、コンビニ払いからクレジット払いへの変更をご希望の場合は、毎月1日～10日にマイページより変更が可能です。
- ・ クレジット払いの場合は、毎月27日に自動で決済を行います。決済結果についてのメールが自動配信されますのでご確認ください。クレジット払いからコンビニ払いへの変更は原則お受けできません。クレジットカードの不正利用等、ご事情により支払いが難しい場合はスポーツセンターまでご連絡ください。
- ・ 2か月連続で支払いを滞納した場合、強制退会となり継続の権利は失われます。

【窓口申込】

- ・ 退会申請をしない限り、年度内は自動で継続となります。
- ・ 毎月14日～27日に翌月分の受講料支払い用紙をご用意いたしますので、期日内にお支払いをお願いいたします。
- ・ 2か月連続で支払いを滞納した場合、強制退会となり継続の権利は失われます。

4. キャンセル・休会について

- ・ 申込期間中であれば、申込の取消が可能です。
- ・ 当選した場合もお支払い前であればキャンセルが可能です。
- ・ 休会制度はございません。
- ・ キャンセル待ち制度はございませんが、毎月追加募集をいたします。(一部教室を除く)
- ・ 受講料の返金はできかねます。

退会について

【WEB申込】

- ・ 毎月1～10日の間に退会申請が可能となり、申請すると当月末での退会となります。期間外の退会申請はできません。お問い合わせいただきましても対応できかねますのでご了承ください。
例) 5月1日に退会申請をした場合→5月末日での退会(6月からは参加できません)
- ・ 退会申請をしていない場合は在籍となり、教室への参加有無にかかわらず月謝をお支払いいただきます。なお、支払確認が取れない場合、今後のスポーツ教室の受講をお断りさせていただきます。
- ・ 初回参加が11日以降であっても退会申請期間は1日～10日までとなります。

- ・ 家族登録等の複数参加者で申込をしていた場合、個別退会はできません。
- ・ 2か月連続で滞納された場合は強制退会となります。強制退会となった場合、在籍期間分の受講料の支払確認が取れるまでスポーツ教室の参加をご遠慮いただいております。
- ・ 年度内に同じ登録者名で3回以上滞納された場合につきましても、強制退会となります。同一アカウントの家族会員分も1回としてカウントします。
- ・ 強制退会後の再加入は可能ですが、年度内に同じ登録者名でその後1度でも滞納した場合は即退会となります。なお、同一アカウントの家族会員も、即退会の対象となります。

【窓口申込】

- ・ 毎月1～10日の間に退会申請が可能となり、申請すると当月末での退会となります。(但し、スポーツセンターの休場日は申請できません) 退会届の提出が必要ですので、お電話や口頭のみでの退会はできかねます。なお、期間外の退会申請はできません。お問い合わせいただきましても対応できかねますのでご了承ください。

例) 5月1日に退会申請をした場合→5月末日での退会(6月からは参加できません)

- ・ 10日や10日と連続する複数日が休場日の場合は、10日の前営業日までの退会受付とし、退会期間の延長はいたしません。

例) 5月9日と10日が休場日の場合→5月1日～8日のみ退会申請を受付いたします。

- ・ 退会申請をしていない場合は在籍となり、教室への参加有無にかかわらず月謝をお支払いいただきます。なお、支払確認が取れない場合、今後のスポーツ教室の受講をお断りさせていただきます。
- ・ 初回参加が11日以降であっても退会申請期間は1日～10日までとなります。
- ・ 家族登録等の複数参加者で申込をしていた場合、個別退会はできません。
- ・ 2か月連続で滞納された場合は強制退会となります。強制退会となった場合、在籍期間分の受講料の支払確認が取れるまでスポーツ教室の参加をご遠慮いただいております。
- ・ 年度内に同じ参加者が3回以上滞納された場合につきましても、強制退会となります。
- ・ 強制退会後の再加入は可能ですが、年度内に同じ参加者がその後1度でも滞納した場合は即退会となります。

5. その他

【メール連絡】

- ・ メールアドレスの登録がある方については、中止連絡や諸連絡などは原則としてメールにて行います。
- ・ スポーツセンターから受講生へのメールは登録されたアドレスに配信されるものとし、当該メールが到達しなかったことについて、センターは何らの責任も負わないものとします。また、メール配信完了時点で、センター側からの情報提供は完了したものとみなします。

【スポーツ安全保険】

- ・ スポーツ教室では、スポーツ安全傷害保険に加入しています。受講中のケガ及び行き帰りの事故については加入している保険の範囲内で対応いたしますので、スポーツセンターまでご連絡ください。
- ・ 保険加入は、申込時の登録情報に基づき加入します。誤登録により、保険の対象外となってしまった場合、センターでは対応できなくなります。また、誤登録により受講生が不利益を被った場合において、センターは何らの責任を負わないものとします。
- ・ 登録情報を変更した際は、保険の登録も変更が必要です。必ずお電話にてセンターまでご連絡をお願いいたします。連絡がない場合、保険対応できなくなる可能性がございます。

◆ 受講規約

1. スポーツ教室の抽選申込、受講料納入、参加において、センターが虚偽の申告があると認めた場合にはただちに退会となり、受講料の全額が返金されません。
2. 参加者は教室参加に際し、自己の健康状態を十分把握し、健康上支障がないものと自ら判断して受講することとし、健康上の問題は自己の責任において処理するものとします。
3. 参加者のお身体について、指導員に伝えたいことがある場合、教室初回受講時までにお電話にてご連絡をお願いいたします。(スポーツセンター：048-443-3523)
4. センターでは医療系職種の職員を配置しておりません。万一事故等が生じた場合、救急隊が到着するまでは応急手当または救命処置で対応いたします。
5. 心臓病、妊娠、高血圧症(収縮期血圧 180mmHg 以上)等の人は受講できません。
<高血圧の基準 軽症高血圧 140~159、中等症高血圧 160~179、重症高血圧 \geq 180 >
6. 各教室で定める注意事項等に従ってください。
7. 他の受講生への迷惑行為や、講師の指示に従わないなどの行為により教室運営に支障が出た場合は、受講をお断りする場合がございます。
8. 天災や新型コロナウイルス感染症拡大防止等、諸般の事情による教室中止において当年度中の振替にて対応できない場合には、中止回数分に相応した額(手数料相当分を除いた月額受講料の日割り額)を口座振込にて還付対応いたします。
9. 開始時間の遅延や途中中止が発生しても、教室実施時間が教室開催時間の半分以上経過している場合は教室を実施したものとみなします。遅延・中止理由には、センター側の都合によるものを含みます。この場合、還付対象外とさせていただきます。
10. 医療機関の指示で運動に制限がある人は、健康に影響を及ぼす可能性がありますので、事前に教室参加について医師等の許可を得てからご参加ください。
11. スポーツ教室は、センター内施設にて行うため施設利用のルールは守ってご受講ください。遵守できない場合、受講をお断りする場合がございます。

附 則

- ・ スポーツセンターは、自らの判断により本規約を改定できるものとし、改定日をもって全受講生へ適用とさせていただきます。
- ・ 改定する際はメールおよびマイページお知らせにて事前に告知をいたします。

この規約は、令和3年11月1日から施行いたします。

令和4年4月1日 改定

令和4年7月1日 改定

令和5年2月1日 改定